

○大阪府立大学及び大阪府立大学工業高等専門学校利益相反マネジメントポリシー

平成31年4月1日

I はじめに

1 大学等の責務

公立大学法人大阪（以下「法人」という。）は、産学官連携活動及び地域貢献活動の推進にあたり、不可避免的に生じ得る利益相反や責務相反の問題について、法人が設置する大阪府立大学及び大阪府立大学工業高等専門学校（以下「大学等」という。）及び教職員等が、公正かつ効率的な実務を行って行く上で常に意識しなければならない姿勢と利益相反のマネジメント方法に関し、大阪府立大学及び大阪府立大学工業高等専門学校教職員等の利益相反管理に関する規程を定めることにより、産学官連携活動をはじめとする社会貢献活動に取り組んでいる教職員等の個人を支え、意欲的な教職員等の能力を最大限に発揮できるようなルールやシステム等の環境づくりに努めます。

2 利益相反マネジメントポリシーの対象者

本ポリシーの対象となる教職員等は、次のとおりです。

- (1) 許可を得て兼業活動を行う教職員等（兼業許可が不要な場合であっても、報酬を個人的に受領する講演や技術指導等を行う者を含む。）
- (2) 大学発ベンチャー企業の株式保有等により経済的利益を有する教職員等
- (3) 自らの発明を技術移転する場合の当該教職員等
- (4) 共同研究、受託研究及び各種研究員の受け入れにより学外者と研究交流する教職員等
- (5) 外部からの寄付金又は設備若しくは物品の供与を受ける教職員等
- (6) 法人又は教職員等に何らかの便益を供与する者に対して、大学等の施設や設備の利用を提供する教職員等及び法人又は教職員等に何らかの便益を供与する者から物品を購入する教職員等
- (7) その他研究活動に関し、外部から何らかの便益の供与を受けている、又は供与を受けることが想定される教職員等

II 利益相反マネジメントの体制

大学等における利益相反マネジメントを有効なものとするために、研究推進本部に利益相反管理委員会、利益相反アドバイザー及び利益相反カウンセリング委員会を置きます。

1 利益相反管理委員会

利益相反管理委員会は、利益相反マネジメントポリシーの制定及び改廃、利益相反防止に関する施策の方針、利益相反に関する自己申告及びモニタリングの審査その他利益相反に関する重要事項を審議します。

2 利益相反管理審査部会

利益相反管理委員会のもとに、審査部会を設置し、教職員等から提出された自己申

告書に係る利益相反カウンセリング委員会の評価案を審査します。

3 利益相反アドバイザー

利益相反に関する専門的見地からのアドバイスを行うために、利益相反管理委員会の委員長の指名により、教職員等、弁護士その他有識者による利益相反アドバイザーを任命し、利益相反に関するアドバイスを行います。

4 利益相反カウンセリング委員会

教職員等の利益相反問題に対する適切なカウンセリングを行うために、利益相反管理委員会の委員長により、各教職員の中から利益相反カウンセラーを選任し、利益相反カウンセリング委員会を設置します。利益相反カウンセラーは、教職員等の利益相反に関するカウンセリングを行います。

III プライバシーの保護

教職員等のプライバシーを保護するため、利益相反管理委員会の委員、利益相反アドバイザー及び利益相反カウンセリング委員会の委員に守秘義務を課します。

IV 研修の実施

教職員等が利益相反問題について適切に対処をするために必要な研修を行います。

附 則

このポリシーは、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。